

(第53号議案)

中野区立総合体育館の管理及び運営に関する条例の制定について

1 制定の目的

区民のスポーツ・健康づくりの場として、(仮称)中野区立総合体育館(以下、「総合体育館」という。)の整備を行っているところである。

総合体育館の開設にあたり、管理及び運営に関し必要な事項を定める必要があるため、本条例を制定する。

2 条例で定める主な内容

条 項	内 容
第1条	「趣旨」
第2条	「基本理念」 管理及び運営は、スポーツ及びレクリエーションの振興、福祉の増進、地域住民の交流の促進を基本として行うことを定める。
第3条	「指定管理者が行う業務」 総合体育館の運営及び維持管理、メインアリーナをはじめとした有料施設の使用承認などを業務として定める。
第4条	「休館日」 毎月第2月曜日(その日が休日なら直後の休日でない日)と年末年始。
第5条	「開館時間」 午前8時30分(土日休日は午前7時30分)から午後10時30分までと定める。
その他	使用の申請及び承認(第6条)、使用の不承認(第7条)、利用料金(第8条)、規則への委任(第15条)など。

※ その他、附則第5項において、中野区立公園条例の一部改正を行う。

3 施行予定

本条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。